

第3章 総合的な取組に向けて

- 犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな第一歩を踏み出す必要。
- 平成16年12月、犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、これを打開し、

その権利利益の保護を図るべく、犯罪被害者等のための施策に府省庁横断的に取り組み、総合的かつ計画的に推進していく基本構想を示した「犯罪被害者等基本法」が議員立法により制定され、平成17年4月に施行。

【基本法までの施策の展開】

- ・ 昭和30年代の自動車損害賠償保障法の制定、刑法等での証人保護のための規定の新設
 - ・ 昭和55年の犯罪被害者等給付金支給法の制定
 - ・ 平成8年以降の警察による総合的支援施策
 - ・ 平成12年の刑事手続における配慮・保護を規定した犯罪被害者等保護二法の制定
- 等



【犯罪被害者等からは依然として不満の声】

- ・ 経済的支援が不足
 - ・ 刑事手続での扱いに不満
 - ・ 二次的被害（配慮に欠けた対応をされることで副次的に受ける精神的被害）の訴え
 - ・ 民間を含めた支援体制が不十分
 - ・ 医療・福祉サービスの不足
 - ・ 国民の理解が不足
- 等



【基本法制定】

- ・ 平成16年2月～ 与党内での検討等 → 議員立法
- ・ 平成16年12月、**犯罪被害者等基本法**の成立

- 基本法は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事

項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることが目的。

■目的■（第1条：犯罪被害者等の権利利益を保護）

- 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
- 国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定
→ 犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進

■対象■（第2条：犯罪被害者等）

- 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）の被害者、その家族・遺族

■基本理念■（第3条）

- 犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する
- 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる
- 再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

■国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等■（第4～7条）

■基本的施策■（第11～23条）

- 基本的施策■
- 相談及び情報の提供等（第11条）
 - 損害賠償の請求についての援助等（第12条）
 - 給付金の支給に係る制度の充実等（第13条）
 - 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条）
 - 犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保（第15条）
 - 居住及び雇用の安定（第16～17条）
 - 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（第18条）
 - 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第19条）
 - 国民の理解の増進（第20条）
 - 調査研究の推進等（第21条）
 - 民間の団体に対する援助（第22条）
 - 意見の反映及び透明性の確保（第23条）

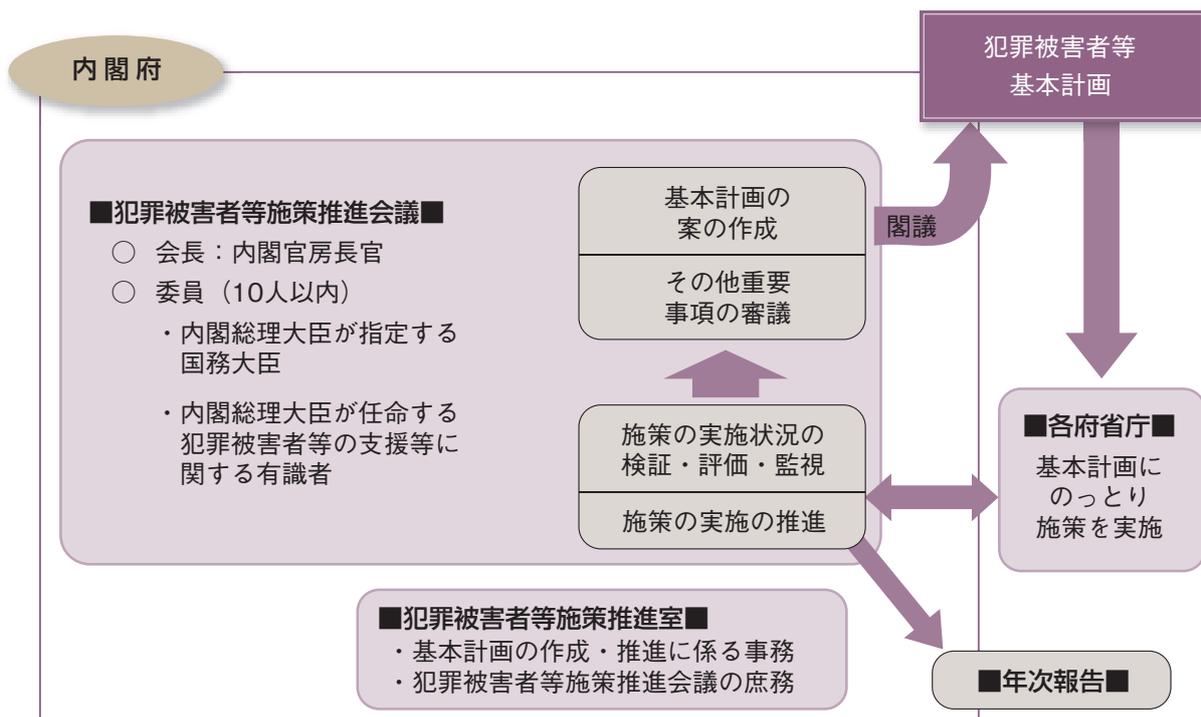


■犯罪被害者等基本計画■

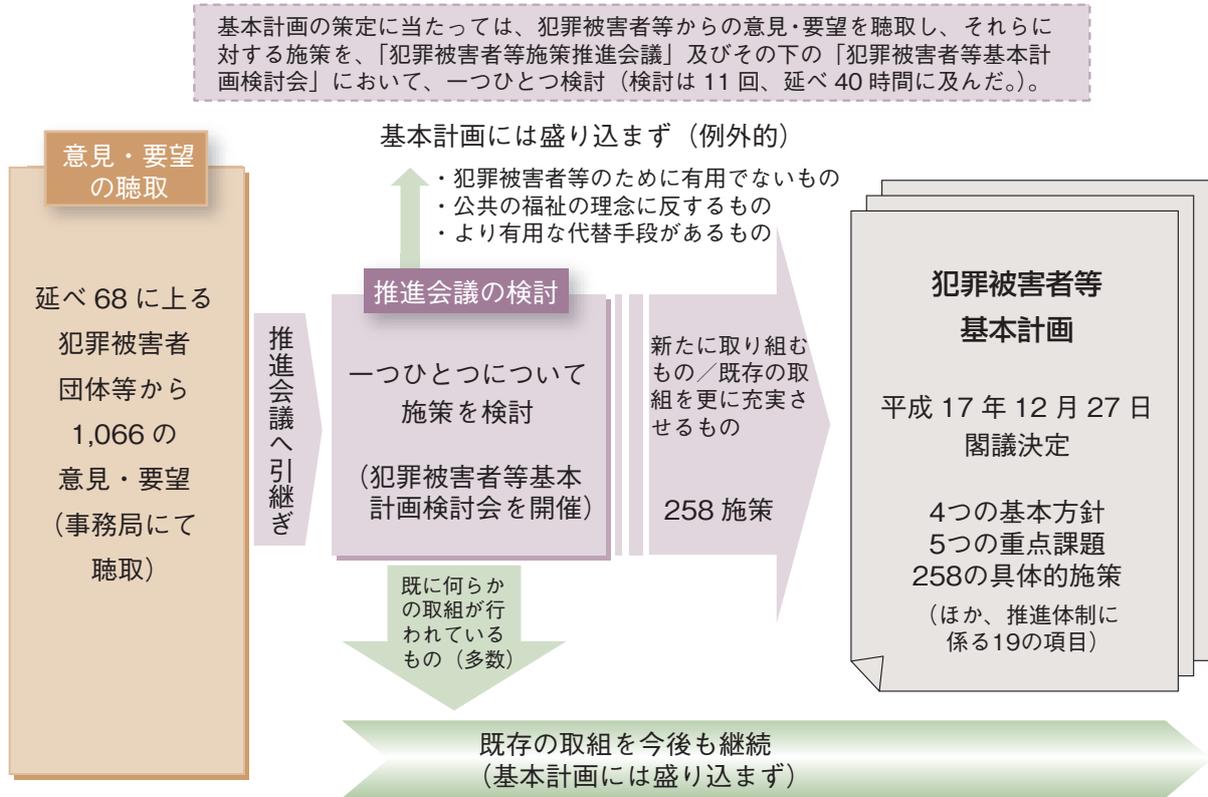
- 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
- 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

○ 基本法に基づき、政府は、総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ犯罪被害者等基本計画を定めなければならないこととされた。

○ 基本法施行に伴い、①犯罪被害者等基本計画の案の作成、②犯罪被害者等のための施策に関する重要事項の審議、③犯罪被害者等のための施策の実施の推進、④犯罪被害者等のための施策の実施の状況の検証・評価・監視を行う、犯罪被害者等施策推進会議の設置。



- 犯罪被害者等施策推進会議による基本計画案の決定を経て、平成17年12月、基本計画を閣議決定。



- 基本計画において、4つの基本方針、5つの重点課題の下、258の具体的な施策を位置付け。

